

学校給食費支援事業のお知らせ

令和8年度より前期課程（小学校）の給食費が無償化されます。給食提供にあたり、国県交付金での不足分を町で負担し支援いたします。また後期課程（中学校）の給食費は無償化にはなりません。一食単価の保護者負担額を令和7年度と同額の据え置きとし、物価高騰分を町が負担し支援いたします。

※「支援事業」とは、児童生徒に提供する給食の一食単価について、子育て支援の一環として、不足する額を町が負担し支援するものです。これまでの軽減事業は発展的に終了となります。

○対象

色麻学園に在学する児童生徒が対象です。

○町支援金

【前期課程】…無償化に伴い、国県軽減交付金で不足する分を支援金により町が負担します。

【後期課程】…無償化の対象外。子育て支援の観点から、保護者負担額は2025年度の水準に据え置き、物価高騰分は支援金により町が負担します。

区分		単価	回数	年間給食費	国県交付金	町支援金	保護者負担
前期	1～4年	380円	187回	71,060円	年57,200円	年13,860円	0円
	5年		185回	70,300円	年57,200円	年13,100円	0円
	6年		186回	70,680円	年57,200円	年13,480円	0円
後期	7年	460円	177回	81,420円		年25,488円	55,932円
	8年		177回	81,420円		年25,488円	55,932円
	9年		164回	75,440円		年23,616円	51,824円

※1 給食費及び町支援金の額は、給食回数によって異なります。

※2 内容は変更になる場合があります。

○手続き

保護者の方が手続きする必要はありません。

○学校給食費の仕組み

学校給食費は学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設設備費、人件費等は町が負担し、食材費の経費は保護者の負担と定められております。

【問い合わせ先】

色麻町学校給食センター 電話：66-2551